別添五十一4・2・2・中「本則第42条第３項」を「本則第42条第６項第１号から第３号まで」に改め、「別添「前照灯の技術基準」の規定に適合するもの」を「協定規則第98号5.、6.及び7.の技術的な要件に定める基準（右側通行用に設計されている前照灯を除く。）並びに協定規則第112号補足第11改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件に定める基準（右側通行用に設計されている前照灯及びクラスＡ型前照灯を除く。）に適合するもの」に改め、「受けたものでなければならない。」の下に「ただし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、本則第42条第６項ただし書の規定に適合すればよいものとし、協定規則第98号補足第11改訂版5.4.1.及び5.4.2.並びに協定規則第112号補足第10改訂版5.8.1.及び5.8.2.の装置を装着する場合にあっては、協定規則第98号補足第11改訂版5.4.1.及び5.4.2.並びに協定規則第112号補足第10改訂版5.8.1.及び5.8.2.の要件を満たすものとする。」を加える。

別添五十一4・24・10・2・の次に次を加える。

4.25.　車室外乗降支援灯

4.25.1.　備付け

自動車（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）には、車室外乗降支援灯を備えることができる。

4.25.2.　取付位置

車室外乗降支援灯は、その照射光又は自動車の後写鏡その他の反射物による反射光が、当該自動車の運転者の運転操作を妨げるおそれのないように取り付けられなければならない。

4.25.3.　その他の要件

車室外乗降支援灯は、車両が停止状態にあり、かつ、次の(a)から(c)までの要件を一つ以上満たす場合に限り点灯するものとする。

(a)　原動機が停止している場合。

(b)　運転席側又は助手席側の扉が開いている場合。

(c)　荷室の扉が開いている場合。

なお、3.10.の規定は、当該灯火が使用されるすべての固定されている位置において満たすものとする。

別添五十六別紙一、別添五十九別紙一、別添六十一5・2・、別添六十四別紙一、別添六十五7・、別添六十六6・、別添六十七別紙一、別添七十別紙一、別添七十一別紙一、別添七十一別紙一及び別添七十二別紙一中「協定規則第48号第４改訂版補足改訂版2.28.」を「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版2.29.」に改める。

別添七十七4・3・1・1・表右欄中「20」を「50」に改める。

別添九十六4・1・(3)中「Ss＝0.1Vs＋（Sa－0.1Va）・Va^2／Va^2」を「Ss＝0.1Vs＋（Sa－0.1Va）・Vs^2／Va^2」に改める。

別添九十六4・2・4・(2)中「d_{W1}」を「d_{W2}」に改める。

別添百一4・1・中「すべての測定は」を「光源電子制御装置によって電圧が制御されない側方照射灯のすべての測定は」に改める。

別添百一4・2・中「交換することが」を「光源電子制御装置によって電圧が制御されない側方照射灯のうち、交換することが」に、「側方照射灯」を「もの」に、「28.0Vで」を「28.0Vの電圧を印加して」に改め、「特殊電源による光源の場合には、上記の試験電圧は、当該電源の入力端子に印加する。なお、この試験の実施のため、自動車製作者等は、光源に給電するのに必要な特殊電源を求められた場合には、提供しなければならない。」を削る。

別添百一4・3・を別添百一4・6・とし、別添百一・4・2・の下に次を加える。

4.3.　光源電子制御装置を側方照射灯の一部として供給する場合にあっては、すべての測定は、当該側方照射灯の入力端子に、６V、12V又は24Vのものは、それぞれ6.75V、13.5V又は28.0Vの電圧を印加して行うものとする。

4.4.　光源電子制御装置を側方照射灯の一部として供給しない場合にあっては、当該側方照射灯の入力端子に自動車製作者等が定める電圧を印加して行うものとする。

なお、この試験の実施のため、自動車製作者等は、光源に給電するのに必要な特殊電源を求められた場合には、提供するものとする。

4.5.　電球以外の光源を使用する側方照射灯にあっては、作動１分後及び30分後に測定した光度が、最小光度要件及び最大光度要件に適合するものとする。この場合において、作動１分後の配光は、ＨＶにおいて作動１分後と30分後に測定した値の比を、作動30分後に得られた配光値に乗ずることで算出してもよい。

別添百一6・中「協定規則第48号第４改訂版補足改訂版2.28.」を「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版2.29.」に改め、「また」の下に「、その灯光の色は4.で規定された条件で測定するものとし」を加える。

附　則

この告示は、平成二十一年七月二十二日から施行する。ただし、第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・の改正規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

公　告

記　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条の規定により公告する。受還付人は、同条第２項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官

平成19年検第30492号覚せい剤取締法違反等被告事件（平成20年領第477号）　1．現金3,158,000円

平成19年検第30492号覚せい剤取締法違反等被告事件（平成19年庁外領第8693号）　1．送り状１枚。2．鍵２本。3．クリアパック４袋。4．クリスタルパック14袋。5．クリップ１個。6．携帯電話３台。7．計量器１台。8．小銭入れ１個。9．小物入れ１個。10．スプーン１個。11．チャック付きビニール袋３袋。12．注射器71本。13．電子計算機１台。14．ノート１冊。15．ハサミ１丁。16．ビニール袋43袋。17．封筒１袋。18．プラスチックケース１個。19．ライター２個。20．旅券様のもの１冊

平成19年検第31457号覚せい剤取締法違反等被告事件（平成20年領第2730号）　1．現金186,000円

平成19年検第31457号覚せい剤取締法違反等被告事件（平成19年庁外領第8897号）　1．アルミ製トレー２枚。2．アルミ箔１箱。3．お盆１枚。4．計算機１台。5．携帯電話１台。6．計量器２台。7．小物入れ４個。8．ご利用明細書１枚。9．修正テープ１個。10．資料ファイル２冊。11．セロテープ５個。12．セロテープ台１台。13．チャック付きビニール袋13袋。14．注射器27本。15．電気料金等振込取扱票２枚。16．納入通知書兼領収書１枚。17．ハサミ１丁。18．ボールペン１本。19．マジック１本。20．メモ帳１冊

平成18年検第8164号窃盗未遂等被告事件（平成21年領第1450号）　1．現金45,140円

平成18年検第8164号窃盗未遂等被告事件（平成18年庁外領第2298号）　1．キーホルダー１個。2．釘抜き１本。3．工具箱１個。4．充電器１台。5．充電式ドライバドリル１台。6．タバコ39個。7．電池パック５個。8．ドライバー２本。9．ドリル刃１本。10．バール４本。11．パワーインバータ１台。12．プライヤー１本。13．プラスチックケース１個。14．帽子１個。15．ボルトクリッパー２本。16．ポンチ１本。17．ラチェット式メガネレンチ１本。18．レンタカー契約書１通「以上受還付人板東政勝ほか」

平成21年検第9871号金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律違反被疑事件（平成21年領第1453号）

1．キャッシュカード３枚。2．現金125,000円。3．ご利用明細１枚。4．通帳２冊

平成20年検第8902～8905号競馬法違反等被告事件（平成21年領第1588号）　1．現金2,647,670円「受還付人小笠原晃」

平成20年検第8902～8905号競馬法違反等被告事件（平成21年庁外領第1218号）　1．アンテナ７台。2．イン・アウト表２束。3．開催場表示カード等１袋。4．鍵４本。5．カメラ２式。6．カレンダー１冊。7．支払い明細書２枚。8．シフト表２枚。